2020 年 1 月 20 日

福岡市長　髙島宗一郎様

憲法 9 条改悪に反対し改悪教育基本法を許さない！実行委員会・福岡　代表　北原大樹
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会　代表　工藤逸男
福岡教育労働者の会　代表　福吉幸晴

自衛官募集に関する自衛隊への対象者住民名簿提供問題についての申し入れ

安倍首相は昨年 2 月の自民党大会で、「（自治体の）6 割以上が協力を拒否しているという悲しい実態がある」と述べつつ、憲法 9 条に自衛隊を明記する必要があるとの持論を展開しました。貴職はその発言を受け、自ら市の住民基本台帳システムを確認したうえで、今後（2020 年 4 月から）は電子媒体や紙媒体でもって募集対象住民の名簿を自衛隊に提供するという方針を明らかにしました。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014 年）をし、安保関連法制（戦争法）を強行成立（2015 年）させました。「平和国家」の理念を捨て去り、日本をいつでもどこでも戦争ができる「戦争国家」へと変えようとしています。イラク戦争の際には、派遣された陸・空自衛隊員のうち 29 名もの隊員が在職中に自殺しました。たとえ戦闘に参加しなくても、命にかかわる戦地での緊張の連続は、隊員に深刻なストレスを抱えさせ、精神を壊し、心を病ませるのです。今また安倍政権は、緊張の高まった中東へ「調査・研究」の名目で 260 名の自衛隊員を派遣する予定です。福岡市がやろうとしていることは、まさにそのような場に本市の若者を立たせようとするものです。かつてのアジア太平洋侵略戦争で、徴兵制度が敷かれた日本では、地方自治体が軍と一体となって徴兵業務＝戦争動員業務を担いました。二度と再び、同じことを繰り返してはなりません。

自治体の最も重要な任務は、住民のいのちや安全、人権、財産を守ることです。住民の氏名、住所、性別、生年月日等の個人情報・プライバシーを本人の了解もなしに、勝手に第 3 者（自衛隊）に提供することは、首長として住民データを適切に管理しているとは言えません。住民の人権侵害そのものです。

私たちは、貴職に下記事項について強く要請し、申し入れるものです。

【要請事項】

１．自衛官募集にかかわる自衛隊・防衛省への、福岡市対象者住民名簿の一括提供の方針を撤回すること。

２．自衛隊・防衛省への自衛官募集対象者住民名簿の提供問題に関して、個人情報保護審議会への諮問を行わないこと。すでに諮問している場合は、速やかに諮問を撤回すること。

以上

連絡先：工藤（✉ no_war_no_genpatsu_fukuoka@yahoo.co.jp　☎ 090-1088-1215）